

公表第13号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年12月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
17	商工観光労働部	総務	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見1)補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期 補助事業の効果測定のための目標指標・目標値が設定されていなかったり、曖昧だったりする補助事業が多かった。また、補助事業は目標とする効果を一定期間に成し遂げることを予定して開始することで、知恵を絞ることを期待できる。また、補助事業開始後一定期間を経過した後、当該制度の必要性、時代変化への対応、予算の状況などを検討する機会を設けるために、各補助制度の有効期間を一定期間にすることが望まれる。一定期間経過後において、必要性、有効性が確認されれば当該補助制度を継続すればよいと考える。	意見	補助事業に対し目標指標や終期を設定することは、事業の必要性や見直しのために有効な手法の1つであると考えます。ご意見を参考にしながら、それぞれの事業の目的や社会情勢等を踏まえつつ、効果的・効率的な制度運用を図ってまいります。
17	商工観光労働部	総務	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見2)補助財産の処分制限 従来の補助事業もさることながら昨今のコロナ禍における補助事業では転売可能なパソコン、タブレット、関連機器の補助も多く行われている。補助後の当該物品については補助事業への活用が義務付けられているが、一方で転売等も可能なので、補助対象財産の処分を制限する規定を設け、補助金で購入した物品の在庫確認を義務付けるなどの対応を行う必要性は高い。	意見	財産取得に係る補助事業については、基本的には転売等の防止のため、財産処分の制限に関する規定を設けております。ご指摘いただきました事業については、規定を設けることを検討します。また、ご意見のような在庫確認等も含め、今後も適切な補助事業の運用に努めてまいります。 【措置方針を決定】
17	商工観光労働部	商工政策課	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見3)例外時の意思決定の体制整備 補助金の交付決定額が変更になった場合、原則事後精算に関わらず事前に概算払いする場合など実務上例外的な取り扱いをする場合が生じる。法的論理では意思決定機関が意思決定した事項以外の意思決定において権限移譲がなければ本来の意思決定機関の意思決定や許可を得なければならない。一方で、実務的には緊急的であったり軽微な事象であったりする場合もあり原則論では実務は行えない状況も理解できる。そのような例外時の対応を定めることで、責任の所在を明確にし、実務上も速やかな意思決定をできるような体制を構築することが必要と考える。例外時の対応をどうするのかという視点が欠け、現場の性善説に依存している実務対応となっている様に感じられた。	意見	法令遵守、適正な文書事務、内部統制に対する重要性を改めて認識し、概算払いの理由の有無など、決裁時のチェックの強化等により、適切な事務処理の執行に努めてまいります。
18	商工観光労働部	商工政策課	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見4)規定間ないし規定と宣誓・同意書等のリーガルチェック規定間または、規定、要綱を具体化する宣誓・同意書などの文書でもとの規定を引用する場合に漏れが生じたり異なる意味になっていたりする場合があった。規定原文を市民にわかり易くする過程で意味が異なったものになったり、漏れが生じたりしていることは理解できるが、一方で法的根拠となることから厳密に文書化する必要性も高い。 久留米市の職員の中には弁護士資格を保有する職員もおり、規定や公的文書のリーガルチェックを行うことはできないだろうか。マンパワー的に不足であれば、民間の弁護士に業務を委託することも一案である。	意見	ご意見を踏まえ、部内でのチェックの強化を図ります。また、重要な書面についてはリーガルチェックを行うことも検討し、より適切な事務処理の執行に努めてまいります。 【措置方針を決定】

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
18	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見5)久留米市世界のつばき館と久留米つばき園 久留米市世界のつばき館(商工観光労働部 観光・国際課 久留米市草野町矢作 490 番地 2)、久留米つばき園 農政部 農業の魅力促進課 久留米市草野町草野 546 1)の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2 3 分に位置する。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにある、2つある必要性は何だろう、管理は 1 箇所です効率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。さらに、両施設の管理については部を異にしているが、運営については、互いにシナジー効果が出るよう効果的になされるべきである。 また、このように2 つ以上の部署にまたがり同じような目的を持つ施設について把握を行い、久留米市全体 で有効で効率的な運営をするにはどのようにしたら良いのか整理が必要と考える。</p>	意見	<p>久留米つばき園は、全国有数のつばき産地として、地域の植物資源を有効活用し、地域との協働による里づくりを進めるため、平成 20 年 3 月に開園しました。約 500 品種・2,000 本のツバキ類、約 200 品種・500 本のツツジなどが植栽された、四季を通じて楽しめる花とみどりの憩いの空間です。貴重な樹木・品種を数多く取り揃えており、農政部がその管理・運営を行っています。</p> <p>一方、久留米市世界のつばき館は、みどりの里づくり事業等の推進を目的に、平成 26 年 3 月に開設し農政部が管理しておりました。その後、山辺道文化館と草野歴史資料館と一体的に東部地域の観光拠点施設として活用するため、平成 27 年度に、管理運営(植栽を除く)を商工観光労働部へ所管替えいたしました。</p> <p>つばき館とつばき園の所管部署は異なりますが、久留米つばきフェアの同時開催や、つばき館とつばき園を結ぶ「つばきの小径」を地元の方に整備していただくなど、連携して相乗効果が図れるような取組みも進めています。</p> <p>今後もつばき館を拠点として地域と連携し、耳納北麓地域の観光情報発信や各種イベント等に取り組むことで、多くの観光客を呼び込み交流人口の拡大を図ってまいります。</p> <p>また、効果的な運営に関しては、引き続き関係部局と実施状況を把握しながら意見交換を行ってまいります。</p>
18 19	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見6)コロナ禍の休業時の 臨時雇用者、経費等 ここ数年のコロナ禍において、観光・国際課が所管する水の祭典・久留米まつり、筑後川花火大会、酒蔵びらきなどの各種イベントは中止され、これらに係る直接的な経費は支出されていない。一方、山辺道文化館 費、草野歴史資料館 費、世界のつばき館活用事業の経費については、施設自体は休館を余儀なくされたにもかかわらず、その経費は変わらない、もしくは微減の状況である。経費には臨時雇賃金や 清掃消毒等業務費用なども含まれ、一般的には休館中は減少するものとする。この点、観光・国際課からは、休館中に通常時ではできない文書の整理等を行うために臨時職員に出勤してもらい、賃金を支払ったとの回答であったが、全国的に不要不急な外出自粛が叫ばれ、リモートワークなどヘシフトする中、この対応が適切であったか検討する必要がある。 また、久留米市は全庁的に臨時的新型 コロナ ウイルス 対応の体制を構築することで、新型 コロナ ウイルス 対応の保健所等の機能をバックアップしたことは評価できるが、外郭団体の人員を活用する余地は無かったか検討する必要性は高い。今後の災害対応等の臨時的な事象に備えるため検討する必要がある。</p>	意見	<p>3館の被雇用者への影響も考慮し、通常時には出来ない文書整理等の事務を行ってもらうため、臨時職員等に出勤してもらうことは適切であり、必要な業務及び経費だと判断しました。 今後の臨時的な事象に備えるための外郭団体の活用については、人事部長の方針を確認しながら、全庁的な動きを注視してまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
19	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見7)公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 令和3年度の観光コンベンション振興事業全体の補助金予算額 134,854 千円のうち人件費の補助金予算額 9 6,666 千円は約 72 %を占めている。公益財団法人久留米 観光 コンベンション国際交流協会の給与体系は公務員試験を受けて採用された久留米市職員の給与規程を参考にしており、等級表や給料表は同じものが使われている。手当についても基本的なものは同じ扱いになっている。 実際の運用面においては昇給に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、本来、公益法人はあくまで民間の組織であり、職員は公務員ではない。民間企業としての独自の給与規程を設けることを検討していただきたい。 当該協会の委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約4千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりや、指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されていた。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので、選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。 久留米市の副市長が当該協会の理事長を務めるなど、久留米市にとって重要な組織であることは間違いなく、補助事業の委託先が公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会になっているものも多い状況で、なぜこのような組織が必要か、当該協会と久留米市はどのような関係なのか分かりにくい。存在意義は何なのか、どのような組織でどのような関係にあるのかを説明する必要性は高い。</p>	意見	<p>給与については、外郭団体の特性と市の事業を鑑みて、市職員の規程に準じたものとしておりますが、運用面では昇給に制限を設けるなどの差をつけております。今後も公益団体としての事業目的や規模に沿った給与となるよう、市としても注視してまいります。 協会の委託業務に係る業者選定については、賛助会員から公平に選出する運用をしておりますが、恣意的な判断が入らないよう、市としても注視してまいります。 久留米観光コンベンション国際交流協会は、協会の有するノウハウ、人的資源を活かし、効率・効果的な観光事業の展開を推進しております。また、行政や企業が実施し難い観光イベントや観光展等のキャンペーン事業、広報宣伝事業、観光案内所の運営等を行っており、観光分野における大きな役割を担っております。</p>
56	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 1. 中心部商業活性化事業 (指摘1)補助金額変更時の承認申請手続について 補助事業例 3は、補助金の交付決定額と交付確定額に変更があり(減額)、経費配分の変更もなされていたが、変更の承認申請の手続を経たおらず、変更の承認を受けないまま補助金が交付されていた。 久留米市補助金等交付規則第 12 条第 1 項第 4 号によれば、補助事業者が、「交付を受けようとする補助金等の額を変更しようとする場合(補助金等の額を減額しようとする場合で市長が特に認める場合を除く。)」には、市長の承認を受けなければならない。そして、上記補助事業は、補助金の減額だけでなく、経費配分の変更により、委託費が 3 割以上増額し、それ以外の経費が 1 乃至 4 割程度減額されているため、軽微な変更とはいえない。(なお、要綱上は、経費配分の変更の場合、補助対象経費の目相互間において、いずれか低い額の 20 パーセント以内の経費の配分の変更であるときは、軽微な変更として承認は不要とされているが(要綱第 8 条第 1 項第 2 号)、本事業はこれにも該当しない。) したがって、本補助事業において、補助事業者が変更の承認を受けていないにもかかわらず補助金の交付を行ったことは、同規則に準拠していないと言わざるを得ず、変更承認手続を経るべきであった。</p>	指摘	<p>軽微な変更と解釈し、変更承認手続を経っておりませんでした。ご指摘のとおり、本来であれば変更承認が必要であったと認識いたしました。 今後、法令等の遵守について課内で共有化を図り、再発防止に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>
75	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 2. 商工指導機関助成事業 (意見8)定量的な評価指標の設定 小規模事業指導費補助、小規模事業者対策推進事業費等補助および中小企業育成振興事業費補助にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 補助事業運営側より提供される事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか当該事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考えられる。</p>	意見	<p>本事業は、商工団体が小規模事業者支援法に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発展を支援する事業を補助するものであり、商工団体が毎年設置する「経営発達支援計画評価委員会」において事業評価を行っています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
75	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 2. 商工指導機関助成事業 (意見9)補助金終期 久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。 終期を設け、以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ②社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>	意見	<p>補助金の終期を設定をすることは、事業についてゼロベースでの検証と見直しを実施するための手法の1つであると承知しています。 本事業は、市内中小企業の持続的な成長のため継続的な取り組みが必要かと考えていますが、今後、現下の社会情勢や市民ニーズにスピーディーに対応するため、優先順位付けを徹底するなど、効果・効率的な見直しを実施していきます。</p>
75 76	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 2. 商工指導機関助成事業 (意見10)補助対象経費の合理性の確認 現在、中央会久留米支部より入手している収支決算書の補助対象経費(事業費、一般管理費および会議費)を用いて補助金を算定していることは要綱に則り問題ない。 しかし、補助対象経費が無駄な支出でないか否か、有効に使われているか否か等の観点から、各経費の明細内容を確認できる資料(例: 細節の金額など)までは入手していない。 補助金を交付するうえで、補助対象経費の合理性を確認することが望ましい。市側においても、合理性を確認できる資料を入手することが適切に補助金を交付しているという証拠となる。</p>	意見	<p>ご意見を踏まえ、補助金の実績報告時に各事業の詳細が分かる資料の提出を求めています。</p>
89	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 3. 地域商業支援事業 (意見11)定量的評価指標の設定 地域商業等活性化出店促進事業および商品券発行事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 補助事業運営側より提供される事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか当該事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考える。</p>	意見	<p>本事業は、消費者の購買意欲の喚起とともに、市内中小零細事業所や中心部商業の振興、並びに地域経済の活性化を図るものであり、事業実施主体の商工団体を通じて登録事業者や利用者の声を入手しています。 今後も、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行っていきます。 【措置方針を決定】</p>
89 90	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 3. 地域商業支援事業 (意見12)補助金終期 久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱および久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。 終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ②社会情勢の変化により事業の必要性 および 公益性が過度に薄れていないか。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>	意見	<p>補助金の終期を設定をすることは、事業についてゼロベースでの検証と見直しを実施するための手法の1つであると承知しています。 今後も、実施主体の商工団体や登録事業者、利用者の方により事業の効果等を検証しつつ、現下の社会情勢や市民ニーズをスピーディーに対応するため、優先順位付けを徹底するなど、効果・効率的な見直しを実施していきます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
90 91	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 3. 地域商業支援事業 (意見13)商品券発行の電子化 現状、商品券について消費者の購入上限は1人10万円までと設定されている。商店側は商品券取扱店舗として商工会議所へ事前に登録しておく必要がある。また、商品券には当座小切手のように控えは存在せず、記名式でもない。現状の仕組みから下記に示す例のとおり、商品券発行业の目的に沿わないプレミアム分の現金化の可能性があり。消費者は定価10,000円の商品券を購入する。消費者は商店側へ商品券を持ち込み、商店側は消費者へ役務等を提供せず、商品券のみを定価10,000円～12,000円未満で買い取る。商店側は買い取った商品券を商工会議所等で換金してプレミアム分を含めて現金化する。商店側はプレミアム分と買取分の差額利益を得る。また、2022年10月21日付で名古屋市にて架空の名義で大量に申し込み、プレミアム商品券を不正購入していた事例もある。</p> <p>田主丸町商工会では一部電子での商品券発行を実施しているものの、市における商品券発行业務は紙が主である。実務上、紙での商品券発行业務が慣習となりかつ円滑に業務を遂行できる、紙から電子での発行业務に移行すると労務コストおよび導入コストがかかる等デメリットが生じるとい商品券発行业者の意見が推察される。しかし、上述した商品券発行业の目的に沿わないプレミアム分の現金化を防止する観点、他市での不正購入事例および電子発行であれば1円単位で利用できるため利用者側の利便性が高まるという視点等を踏まえて、電子での商品券発行方法へ市側から発行业者側へ促進することが望ましい。将来、商品券がマイナンバーカードに紐づけられる仕組みになることも提案する。</p>	意見	<p>商品券については紙・電子の発行形態があり、R5年度より商品券の一部を電子化しています。今後も商品券の現金化や代理申請など禁止項目の周知・啓発に努めるとともに、商品券の電子化について促進していきます。</p>
112	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 4. 中心市街地活性化事業 (意見14)概算払いの理由の文書化 久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金 事業において、市は、協議会に対する補助金の概算払いを行っている。補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第18条第2項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「同規則第18条第2項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。</p> <p>また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。</p> <p>なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、タウンマネージャーへの謝金が発生するため、確定前の交付が適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い(概算払いの相当性)という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。</p>	意見	<p>ご意見を踏まえ、文書事務の重要性を再認識し課内で共有化を図り、概算払いの理由を記載するよう努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
118	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 5. 事業者連携買い物支援事業 (意見15) 定量的な評価指標の設定 事業者連携買い物支援事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 補助事業運営側より提供される売上高等の事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか移動販売事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考える。</p>	意見	<p>本事業は、超高齢化社会の進行と地域小売店の減少に伴い、買い物環境の維持・向上に資する地域商業者が取組む買い物支援対策を支援する事業であり、利用者側の声については、各移動販売事業者との協定に基づき、定期的に報告を受けています。 今後も、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行っていきます。 【措置方針を決定】</p>
118 119	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 5. 事業者連携買い物支援事業 (意見16) 補助金終期 久留米市移動スーパー導入事業費補助金交付要綱ならびに久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金交付要綱において、当該補助金事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該補助金事業については需要があり、補助の実績はあるが上述したとおり当該補助金事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ②社会情勢の変化により事業の必要性 および 公益性が過度に薄れていないか。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>	意見	<p>補助金の終期を設定をすることは、事業についてゼロベースでの検証と見直しを実施するための手法の1つであると承知しています。 今後も、各移動販売事業者からの報告書や社会情勢の変化等を踏まえつつ、現下の社会情勢や市民ニーズにスピーディーに対応するため、優先順位付けを徹底するなど、効果・効率的な見直しを実施していきます。</p>
129 130	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 6. まちなか賑わい創造事業 (指摘2) 委託事業における経費負担支援の基準の明確化 まちなか賑わいづくり支援事業は、商店街 団体等が実施する、中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等の支援を行う事業であり、久留米市は、この事業を株式会社ハイマート久留米に委託している。久留米市と株式会社ハイマート久留米との委託契約書及び仕様書によると、委託業務には「経費負担支援」も含まれているが、負担する経費に関しては、仕様書中に、「印刷費、通信費、謝金や感染防止にかかる備品購入費など」が例示されているほかは、「対象事業や対象経費は、市所管課と事前協議のうえ決定」と記載されるのみで、対象事業・対象経費の基準が不明確である。 委託事業は、本来は市の事業であるところ、当該事業の受託者が受託業務の履行として行う経費負担は、受託者が市に変わって補助金交付業務を行うものといえる。 そして、補助金は、公益上の必要があり、公平性が保たれていて、有効でなければならないため、交付の基準は明確に定めておく必要があるが、受託者が行う経費負担も同様に考える。 したがって、委託業務である経費負担支援については、契約書ないし仕様書中に、対象事業や対象経費の基準をあらかじめ定めておくべきである。</p>	指摘	<p>本事業は、商店街組合が実施する賑わいづくりを支援する事業であり、事業執行の適宜性・効率性等を鑑み一部自主事業も委託対象として仕様書を設計しているところです。 今後も、委託事業の性質を鑑み、円滑な事業が実施できるよう適宜仕様書を見直していきます。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
130	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 6. まちなか賑わい創造事業 (意見17)概算払いの理由の文書化 くろめ光の祭典事業において、市は、補助事業者に対する補助金の概算払いを行っている。補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第18条第2項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。 これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「事業の性質を考慮し、補助金交付規則第18条第2項を適用」と記載があるのみで、具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。 また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。 なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、工事費が発生するため、確定前に交付することが適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い(概算払いの相当性)という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。</p>	意見	<p>ご意見を踏まえ、文書事務の重要性を再認識し課内で共有化を図り、概算払いの理由を記載するよう努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>
130 131	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 6. まちなか賑わい創造事業 (意見18)概算払いの理由の文書化 久留米市まちなか地域物産店事業において、市は、補助事業者に対する補助金の概算払いを行っている。補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第18条第2項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。 これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「同規則第18条第2項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。 また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。 なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、毎月の店舗賃借料等が発生するため、確定前に交付することが適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い(概算払いの相当性)という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。</p>	意見	<p>ご意見を踏まえ、文書事務の重要性を再認識し課内で共有化を図り、概算払いの理由を記載するよう努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
140	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 7. 中小企業共同事業促進助成 (意見19)事業の効果測定の方法 本事業については、補助事業の効果測定のための目標指標・目標値は設定されていない。補助金は、公益上の必要がある場合に交付が認められるものであるから、市として当該事業の必要性についての説明責任を果たす上でも、本事業の効果を客観的に把握することが重要である。 本事業においては、地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化といった効果が期待されるとのことであるから、例えば、補助事業の参加者を対象に簡単なアンケートを実施してもらい、その結果を事業報告の機会に収集し、事業に対する参加者の満足度を測定する等、事業の効果を客観的に把握できるように、効果測定方法を見直すことが望ましい。</p>	意見	<p>本事業は、中小企業者の及び協同組合等が業界や地域の活性化を促進するために実施する事業を支援するものであり、ご意見のように様々な事業効果が期待されるものです。 今後も、現下の社会情勢や実施する内容などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行っていきます。</p>
159 160	商工観光労働部	新産業創出支援課	<p>第4章 商工業振興費 10. 新産業・新技術支援事業 (意見20)補助金終期 久留米市産業技術振興事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があり成果指標を設定して市における新産業の振興および新技術の開発に寄与している。 以下のような観点を考慮して、当該事業の補助について検討すること並びに検討した結果を記録しておくことが望ましい。 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ②社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>	意見	<p>地域企業へのヒアリングを行い、企業のニーズを把握するとともに、社会情勢の変化を勘案しながら、本事業における支援内容の見直しを図ってまいります。</p>
167	商工観光労働部	新産業創出支援課	<p>第4章 商工業振興費 11. バイオ産業振興事業 (意見21)成果指標の見直し 本事業は、市内バイオ関連企業数を KPI として効果測定を行っている。第2期久留米地方創生総合戦略が掲げる目標値 43 社(令和 6 年度)と比べると、市内バイオ関連企業数は、令和2年度には既に目標値に達している(令和3年度は 55社)ことからすると、本事業は目標達成に向けた効果が見られるといえる。 他方で、本事業は今後継続する事業であり今後も引き続き効果検証は必要であるから、既に達成した上記目標指標を見直し、市内バイオ関連企業における雇用者数、本事業によって創出された新製品・新技術による売上げ乃至件数等といった、本事業の基本目標や事業の性質に応じた妥当なアウトカム指標の設定も併せて検討することが望ましい。</p>	意見	<p>当該目標は、国交付金事業(県と共同で事業実施)で要求される実績指標に連動して項目および数値を設定しています。 そのため、今後、国から求められる実績指標に応じた設定を基本に対応してまいります。</p>
170 171	商工観光労働部	企業誘致推進課	<p>第4章 商工業振興費 12. 企業立地促進資金利子等補給金 (意見22)当該制度の在り方の検討 長期間継続する低金利の状況、久留米市内の産業団地在庫が減少した状況において当該制度が新規での活用事例がないことを考えると、本制度設置時の目的は達成され、その役割は終えたものとも考えられるが、制度は残しつつ予算措置は行わない、制度そのものを廃止するなど当該制度の在り方を検討しなおす時期であると考えます。</p>	意見	<p>ご意見のとおり、長期化する低金利時代の中で、当該融資制度の優位性が発揮できない状況が続いています。しかしながら、当該制度は久留米市産業立地促進条例第3条で定める奨励措置を具現化するものであり、また、将来的に高金利時代が到来する可能性もあることから、制度そのものを廃止するのではなく、「制度は残しつつ予算措置は行わない」とすることといたします。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
174	商工観光労働部	企業誘致推進課	<p>第4章 商工業振興費 13. 産業振興奨励金 (指摘③)財産の処分制限 補助事業者は、一定期間、補助事業により取得等を行った財産について、市長の許可なしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 上記に反し、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の全部もしくはその一部について返還する必要がある旨、定める必要性は高いと考えられる。 例えば、令和3年度の補助金では、設備機器等の中に含まれるA社 複合機 655千円、B社 PC2台 計 590千円、C社 ベンチ、椅子、ワークテーブル 919千円の動産については譲渡、貸付等が可能であることから、補助後の資産の管理について明確に規定する必要性は高い。</p>	指摘	<p>ご指摘を踏まえ、他事業の要綱等を参考にしながら、奨励金交付要綱に財産処分に関する条項を追加する方向で検討を進めてまいります。 【措置方針を決定】</p>
181 182	商工観光労働部	企業誘致推進課	<p>第4章 商工業振興費 14. 企業誘致推進事業 (意見23)補助金終期 久留米市企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。 ①すでに制度開始時の目的が達成されていないか。 ②社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。 ③今後も補助による効果が十分に期待できるか。 ④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。 ⑤補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。</p>	意見	<p>企業誘致活動は、期間を定めて短期的な成果を求めるというよりは、長期的かつ継続的な取り組みが必要です。いただいたご意見も踏まえ、適宜業効果を見極めながら、今後も適正に運用してまいります。</p>
182	商工観光労働部	企業誘致推進課	<p>第4章 商工業振興費 14. 企業誘致推進事業 (意見24)久留米地域ものづくり産業振興会 補助金交付 要綱の内容について 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付 要綱には、久留米市 企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱に定められているような補助割合の条文が見受けられない。また、久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付 要綱で明記されていない基本的な内容(補助金返還に関する取り決めなど)が、庁内の内規で定められている。実務の内容と要綱の内容を照合して要綱の内容を見直すことが必要である。</p>	意見	<p>補助の割合については、条項の追加を検討します。「補助金返還に関する取り決めなどが庁内の内規で定められている」点については、内規を定める財政課と、その対応について協議します。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
185 186	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 15. 地域企業育成事業 (1)久留米市中小企業 DX 促進補助金 (意見25)補助金の利用状況の調査について</p> <p>当補助金は、事業者がデジタル技術を活用して販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業を支援する目的で交付されるものであるが、補助対象経費の中には、P C や i Pad等、汎用性の高い機器の購入費も含まれていることから、事業者、当補助金で導入したシステム・機器等を当補助金の趣旨に添って適切に利用させる体制が必要である。この点、当補助金の申請において、機器購入費を経費として申請する場合は、同時に当該機器に新たなシステムを導入することが必須とされている。また、補助事業者は、実績報告時に経費の内容に応じて以下の書類の提出が求められており、これら実績報告により、販路開拓・生産性向上につながるシステム・機器等の導入が適正になされていることの確認ができる体制となっている。</p> <p>もっとも、補助事業例の中には、テレワーク環境整備を目的として、オンライン会議システム (Zoom) 導入のための P C 購入費の補助金申請するケースが複数あったが、Zoomアプリは基本的には無料で誰でも簡単に取得できるため、Zoom導入画面の写真だけでは、必ずしも当補助金の趣旨に添った利用がなされているかどうかの確認ができない。したがって、久留米市においては、実績報告書だけでは利用状況の確認が困難な事例に関しては、補助金確定後も、機器等の利用状況の調査を行う必要がある。</p> <p>また、補助金が公金であることに鑑みて、補助金確定の段階で、財産取得手続・経理処理等の正当性だけでなく、機器等の適切な利用状況も確認することは重要である。したがって、実績報告の際に、導入した新たなシステムを実際に事業に利用していることがわかる報告書 (利用の写真等) の提出も要件とすることが望ましい。</p>	意見	<p>R5年度からは、専門家のDX診断による提案を受けた取組を補助対象としており、より高い事業効果が期待されるとともに、適切なシステム・機器の利用にもつながるものと考えております。また、本事業は財産処分に関する規定を整備した上で、交付申請時には不正利用時の補助金返還や、市への調査への協力などの同意を得ております。今後も、ご意見のような調査等も含め、適切な補助事業の利用体制に努めてまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>
190	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 15. 地域企業育成事業 (2)久留米市オンライン商談開催委託 (意見26)定量的な評価指標の設定</p> <p>本事業の目的及び期待される効果は、コロナ禍での市内事業者の営業機会・受注機会の確保、ひいては市今後の内中小製造業者の営業活動におけるデジタル技術の活用の促進である。</p> <p>市では、受託者である (公財) 福岡県中小企業振興センターより入手した、参加企業数、商談数、参加企業アンケート結果から、本事業の効果測定を行なっている。当該アンケートには、オンライン工場訪問・オンライン商談の利用しやすさ、改善すべき点、販路拡大への効果、商談後の取引見込み、取引が見込めない場合の理由等についての回答もあり、本事業の効果を定性的に評価することができる。</p> <p>他方で、本事業の必要性を説明するためには、上記効果を定量的に測定することも重要であり、市内の参加受注企業・オンラインによる商談総数はそのための指標といえるため、それらの数値目標の設定も検討することが望ましい。</p>	意見	<p>本事業はR3年度に終了していますが、今後同様の事業を実施する場合は、ご意見も踏まえ、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行ってまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>
192	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 15. 地域企業育成事業 (3)商工相談窓口体制強化委託 (意見 27)事業の効果の定性的な評価</p> <p>委託先である福岡県行政書士会は、ひと月毎に実施報告書を、業務期間終了後に業務完了報告書を市に提出することとなっている。実施報告書には、その月に配置された行政書士と相談対応時間、業務完了報告書には履行期間と相談対応時間に応じた委託料が記載される様式となっている。</p> <p>本事業の目的及び期待される効果は、「新型コロナウイルス 支援策等の申請手続きにおける事業者負担を軽減し、申請を促すことで、事業者の事業継続に寄与する」であるところ、本事業の効果測定するためには、相談対応時間 (相談件数) だけではなく、委託先において相談者に対するアンケート調査を実施してもらい、回答を業務完了報告書と共に入手することで、相談実施の効果 (手続の負担減の程度等) も把握することが望ましい。</p>	意見	<p>本事業はR4年度に終了していますが、今後同様の事業を実施する場合は、ご意見も踏まえ、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行ってまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
202 203	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 15. 地域企業育成事業 (6) 中小企業止水板等設置事業費補助金 (意見 28) 定量的な評価指標の設定 本事業の目的及び期待される効果は、大雨等による浸水被害の防止又は軽減が図られることにより事業者の浸水被害を軽減することである。また、当補助金は、国の事業継続力強化計画の認定を補助の要件としており、当事業を通じて、市内事業者の防災・減災意識の向上、事前対策の促進も期待できるとのことである。(なお、事業継続力強化計画は、事業者の経営改善等に関する支援策の一部であり、その認定件数は、経営革新計画、事業承継計画等の他の計画認定件数とあわせて総数として目標設定を行っているとのことであった。) 本事業自体の直接の効果は、災害発生時に確認することになるが、定量的な数値目標が設定されて実績と比較されることにより、本事業の効果を客観的に把握することができるのであるから、数値目標の設定は必要である。したがって、止水板等(その他浸水防止工事)設置率等の数値目標の設定を検討することが望ましい。</p>	意見	<p>本事業は、止水板の設置が目的ではなく、自社の災害リスクを認識し、防災減災対策を促進するために実施する事業です。今後も、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行っていきます。</p>
208	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 16. 地場産業総合振興事業 (意見 29) 久留米餅振興事業費補助事業の定量的な評価指標の設定 本事業の目的及び期待される効果は、伝統的工芸品久留米餅の魅力発信、餅需要の喚起による産地の活性化・久留米餅の振興である。市では、地場産業総合振興事業全体の効果測定のための目標値として、地場産物産館での購買者数を設定している。 地場産物産館での購買者の中には、久留米餅振興事業のイベントをきっかけに久留米餅に興味を持った客もいるとのことであり、上記数値目標は、当事業の効果がある程度は測ることができると考える。 しかしながら、久留米餅振興事業にかかる補助金の直接的な効果を客観的に把握する上では不十分と言わざるを得ないため、例えば久留米餅イベントにおける来場者数や、地場産物産館の購買者数の中から当該イベントがきっかけとなった者の人数等をもとに、当事業自体の数値目標の設定を検討することが望ましい。</p>	意見	<p>久留米餅振興事業のイベントの効果を測る直接的な指標はありませんが、ご意見のように波及的な内容を含め様々な実施効果があるものと考えております。 今後も、現下の社会情勢などを踏まえ事業目的に即し、適切に事業効果の測定を行っていきます。</p>
214	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 商工業振興費 18. 商工業振興費 (意見30) 商工労働ニュースの発行 部内の検討で自主的に既存の業務を見直していることは非常に望ましいことではあるが、社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか、当初の目的は達成されたかなどの視点で機械的に検討を行うため、制度開始当初より終期を設けるなどの工夫が必要と考える。</p>	意見	<p>R4年度から部内検討会議で社会情勢の変化等を踏まえ情報発信のあり方について検討しており、R5年度から掲載内容や時期(回数)等を見直しております。</p>
223	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 1. 山辺道文化館費 (指摘4) 備品管理について 備品の管理は、管理台帳を作成し数年に一度、現物の実査を行っている。令和2年に実査を行った際、現地担当者は存在しない備品が34個あることを把握しその旨を久留米市に書面で報告した。ところが久留米市から送られてきた備品処分票には、そのうち6個だけが廃棄の対象になっていたため、実際に現場の備品台帳で除却処理を行ったのは6個のみであった。よって残りの28個は、実際には存在しないにも関わらず備品台帳に記載されたままになっていた。 この原因を久留米市に確認したところ、市の備品管理システムでは34個の備品のうち28個は、令和2年の実査時には既にシステムから削除されていたため、残りの6個のみを備品管理システムから削除し、その旨を備品処分票に記載したとの事であった。したがって、久留米市の備品管理システムの登録状況は、実査した内容と一致していたが、これらの経緯が正確に久留米市と現場担当者間で共有されていなかった。 実際の備品管理は、現場担当者が作成した備品台帳を使って行うのであるから、久留米市の備品管理システムと現場の備品台帳を一致させ、適切に備品管理を行う必要があると考える。</p>	指摘	<p>久留米市の備品管理システムと現場の備品台帳を一致させ、是正しました。今後は適切に管理してまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
226	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 観光・国際課 2. 草野歴史資料館費 (指摘5)備品の管理について 備品の管理状況を確認するため、備品台帳と現物との突合を行った。ここで備品管理番号 92585 の電話機(シャープ UX MF40CL、平成21年7月1日取得、29,800 円)については、すでに処分していたが、令和 2年の備品実査の際に除却の処理を行っておらず備品台帳に記載されたままになっていた。これについては、速やかに除却処理を行い、備品台帳と現物備品とを一致させる必要があると考える。	指摘	久留米市の備品管理システムと現物備品とを一致させました。今後は適切に管理してまいります。
226 227	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 観光・国際課 2. 草野歴史資料館費 (意見31)入館者数について 日々の入館者数の記録を閲覧したところ、1日 10 名以上の日は数えるぐらいしかなく、入館者をいかに獲得するかが課題となっているように思える。草野町の歴史を伝承するという機能を果たす重要な建物や歴史資料であるから、新型コロナウイルス対策を十分にした上で、例えば市内の小中学校の社会科見学のコースに申し出る、歴史観光ツアーを企画する等、入館者を増やす施策を今まで以上に積極的に行う必要があると考える。	意見	入館者を増やす施策については、今後も指定管理者と継続的な協議を重ねてまいります。
229 230	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 観光・国際課 3. 世界のつばき館等活用事業 (意見32)入館者数の減少について 世界のつばき館の指定管理料は 20.395 千円であり、一括して指定管理を依頼している草野歴史資料館や山辺道文化館の指定管理料の 2 倍以上の金額となっている。これは、つばきの樹木管理や清掃消毒等業務に費用がかかることが要因になっていると考えられる。それだけの費用をかけて運営するのであれば、新型コロナウイルスの対策を講じた上で、入館者数を増加させる施策を、より積極的に講じる必要があると考える。 また、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会は、館内花展示及び集客イベント企画業務としてNPO 法人元気の里耳納の恵みに対して 998 千円支出しているが、その集客イベントの効果測定も実施する必要があると考える。	意見	入館者を増やす施策については、今後も指定管理者と継続的な協議を重ねてまいります。 また、集客イベントについては、集客人数や来館者のニーズを把握しながら、効果測定を図っていきたいと考えております。
230	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 観光・国際課 3. 世界のつばき館等活用事業 (意見33)久留米市世界のつばき館と久留米つばき園 久留米市世界のつばき館(商工観光労働部観光・国際課 久留米市草野町矢作 490 番地 2)、久留米つばき園 農政部 農業の魅力促進課 久留米市草野町草野 546 1)の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2 3 分である。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあつてその必要性は何だろう、当然管理は 1 箇所効率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。	意見	久留米つばき園は、全国有数のつばき産地として、地域の植物資源を有効活用し、地域との協働による里づくりを進めるため、平成 20年3月に開園しました。約500品種・2,000本のツバキ類、約200品種・500本のツツジなどが植栽された、四季を通じて楽しめる花とみどりの憩いの空間です。貴重な樹木・品種を数多く取り揃えており、農政部がその管理・運営を行っています。 一方、久留米市世界のつばき館は、みどりの里づくり事業等の推進を目的に、平成26年3月に開設し農政部が管理しておりました。その後、山辺道文化館と草野歴史資料館と一体的に東部地域の観光拠点施設として活用するため、平成27年度に、管理運営(植栽を除く)を商工観光労働部へ所管替えいたしました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
233	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 4. 田主丸ふるさと会館費 (意見34)カフェ及び物販施設の営業について 令和3年度は、ワークショップが開催されずカフェと物販施設の営業のみがなされる状態であった。令和3年度の収支は△3,784千円の赤字であり、久留米DMOへの委託費4,274千円は、結果としてそれを補填するための支出となってしまった。</p> <p>ただし久留米DMOは、新型コロナウイルスの流行前の令和元年度においては、ロビーミュージック事業(ピアノレッスン、ロビーコンサート)、櫛のワークショップ(櫛石鹸、櫛キャンドル、櫛クリーム)、新鮮フルーツパフェづくり事業、小さな展示会事業(花樽展示、河童の絵、浮羽工業高校作品展示)、絵本読み聞かせ事業、地酒飲み比べ事業、河童のオリジナル折り紙事業などを実施しており、次年度以降はこれらの事業が再開される事が期待されている面もある。よって、今後のワークショップの開催日数なども考慮しながら、収支バランスを改善する必要があると考える。</p>	意見	令和4年度に入り、新型コロナウイルス感染症も一定の落ち着きをみせ、各種活動も再開しはじめた社会情勢を鑑み、久留米DMOも令和4年9頃からワークショップ等を再開されています。委託業者が健全な経営を行い、安定して委託事業を遂行されるよう、市としても注視してまいります。
236 237	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 6. 伝統的町並み保存事業 (意見35)保存地区内の修理・修景補助上限等 保存地区内の建物等の修理・修景にかかる費用の全額が補助されるわけではなく、その内容により補助率は4/10～6/10、かつ限度額は500千円～2,600千円(設計補助を除く)という上限が定められている。よって建物等の所有者も経済的な負担がかかるため、町並みを保存する目的で積極的に修理・修景を行うことに及び腰になっている面もあるように見受けられる。</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止されたものの、保存地区ではこれまで古民家の特別開放を行う草野まちかど博物館、草野ひな祭り、地元ボランティアガイドによる散策プログラムなどを実施してきており、観光の拠点となるポテンシャルを秘めている面もある。</p> <p>久留米市が、当該地区の伝統的町並みを保存していく意図を持ち続けるのであれば、保存地区であることの建物所有者に対する周知を徹底するとともに、補助率や限度額の上限、条例違反に対する対応、さらには条例の改正など、制度の在り方を再検討する必要があると考える。</p>	意見	<p>伝統的町並み保存整備事業補助金は、伝統的町並み保存のため必要と認められる物件の修理、修景又は復旧について、当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助するものです。建物所有者に対する制度周知を行うとともに、今後の制度の在り方については、地域住民との意見交換等を実施してまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>
239	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 7. 観光施設整備管理事業 (意見36)コロナ禍における施設維持費の削減 令和3年度においては、からくり太鼓時計のオーバーホールを実施で16,720千円、修繕・保守点検委託料合計1,778千円の支出があった。また高山彦九郎史蹟の庭園とトイレの管理費用として3,716千円計上されている。コロナ禍で利用が減少している状況を踏まえ、低コストで効果的な維持管理方法の検討が求められる。</p>	意見	<p>からくり太鼓時計については、令和3年度より演奏回数を30分に1回から60分に1回へ減らし、機器への負担を軽減させるなど維持管理を見直したところです。</p> <p>高山彦九郎史蹟の庭園とトイレの管理費用については、訪問者数に関わらず観光資源として景観を維持するため、コストを抑えながら必要最低限の管理を行っております。</p> <p>引き続き、適切な維持管理に取り組んでまいります。</p>
240	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 8. 観光案内サイン整備管理事業 (意見37)観光案内サインの整備・補修 他県や外国からも観光客を呼び込むことを考えると、分かりやすい観光案内サインは非常に重要なものである。本年度のように一般財源だけでなく補助金も活用しながら整備を進め、汚損や文字が消えかかっているもの、施設表記が古いままになっているもの等は補修を行っていく必要があると考える。</p>	意見	<p>観光案内サインにつきましては、定期的に点検を行い、優先順位をつけ整備、補修を行っています。</p> <p>現在のところ補修に係る国・県等の補助制度はありませんが、活用できるものがあれば積極的に活用しながら、今後も管理してまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
251	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 13. 地域資源観光活用事業 (意見38)WEB 版観光案内マップ利用の伸び悩み 令和3年度において、WEB 版観光案内 マップの PR を実施したが、アクセス数は、令和元年度 2,200 件／月、令和2年度 2,221 件／月、令和3年度 2,256 件／月と伸び悩んでいる状態である。WEB 版観光案内マップの存在を広く PR し、利用促進を図る事を検討していく必要があると考える。</p>	意見	<p>掲載内容の充実を図ったり、プロモーション活動の際に積極的にPRするなど、今後も利用者の増加につながるよう取り組んでまいります。</p>
263	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見39)人件費について 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与規程は久留米市職員の給与規程に準じたものとなっており、等級表や給料表は同じものを用いている。手当についても差は無いものになっている。実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、このような久留米市の給与規程に準ずる規定となった原因は、それぞれの外郭団体設立当初における人事評価制度構築についての困難さによるものであったであろうことは容易に理解できる。しかしながら、いかなる団体にあっても、その特性は事業目的や組織の規模によって異なることになり、したがって、人事制度や給与規程についても事業目的や組織の規模によって異なっていてしかるべきである。今一度、現在の給与規程について公益財団法人としての事業目的や規模に沿った 給与規程となっているかどうかについてご検討いただきたい。</p>	意見	<p>外郭団体の特性と市の事業を鑑みて、市職員の給与規程に準じたものとしておりますが、運用面では昇給に制限を設けるなどの差をつけております。 給与制度の見直しは、久留米観光コンベンション国際交流協会だけでなく、ほかの外郭団体との均衡等についても考慮しながら検討する必要があると考えております。</p>
263	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見40)業者選定の基準について 委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約4千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く金額の重要なものについて相見積もりをとっている。内容によっては指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されており適切であった。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。</p>	意見	<p>協会では賛助会員制度を設けており、対象の取り扱いがある業者に対して、賛助会員から公平に選出するよう運用しております。業者選定において恣意的な判断が入らないよう、市としても注視してまいります。</p>
263 264	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 観光・国際課 16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 (意見41)収支相償について 公益法人の「公益性」を担保するために公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない(認定法第5条第6号)とされている。法人全体では赤字が継続することは存続ができないので収益事業会計や法人会計で黒字にする必要があり、当該法人においても指定管理施設運営事業などの収益事業で1千万円から2千万円の利益を確保しており、また公益目的事業の費用の中には資金流出を伴わない減価償却費が含まれているので単年度の資金がマイナスになることはない。 収支相償の目的は公益事業で得た収益はすべて公益事業のために使ってくださいという趣旨であるが、費用として使い切るためにコスト削減の意識が薄れる懸念もあると考える。公益法人は監督官庁の監督を受けており定期的に立ち入り検査を受けているがこのようなコスト削減の観点からの検査ではない。当該法人の支出状況について検証を行ったが、無駄な支出や冗費に当たるようなものは無かった。補助金を交付している観光・国際課としてはこのような観点からの定期的な検査を行うことが望ましい。</p>	意見	<p>定期的に協議を行い、内容については適宜確認をしております。 今後もコスト削減の意識が薄れないよう、適正に管理してまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等												
267 268	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費 1. コロナ関連事業についての総合意見 (意見42)久留米市の実施状況及びその結果の公表について 久留米市においては、事業の実施状況及びその結果について、令和2年度予算分実施事業についてその一覧を公表している。一覧においては、事業名、総事業費、交付金充当経費、事業内容、実績が掲載されている。令和2年度から継続している事業について令和3年度予算額が高額な事業から3つをピックアップし、その事業内容と実績を以下に転載する。</p> <table border="1" data-bbox="640 395 1249 772"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業事業継続緊急支援金</td> <td>緊急事態宣言等の影響を受け、売上げが減少した事業者への支援金</td> <td>支給件数：6,991件 (令和3年度実施分を含む延べ件数)</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融対策事業</td> <td>新たに低金利・据置期間を長く設定した「新型コロナウイルス感染症特別枠」を創設し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援</td> <td>令和2年度融資件数：2,014件</td> </tr> <tr> <td>新しい生活様式対応事業者応援金</td> <td>来店型の店舗等において「新しい生活様式」に対応する環境整備に取り組む事業者に対する給付金 【金額】50千円(中小法人)・40千円(個人事業者) ※2店舗以上は、100千円(中小法人)・80千円(個人事業者)</td> <td>○申請期間：令和2年7月6日～令和2年10月30日 ○交付件数：4,367件・200,960千円 (法人1,167件、個人事業者3,200件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>久留米市の公表した効果測定については、単に支給件数や支給金額を載せたものに過ぎない。事業の評価・公表の方法には、各自治体ならではの工夫があつてしかるべきではあるが、久留米市の事業の評価・公表方法は不十分であり、効果測定や公表の方法を工夫する必要があるものと考えられる。</p>	事業名	事業内容	実績	中小企業事業継続緊急支援金	緊急事態宣言等の影響を受け、売上げが減少した事業者への支援金	支給件数：6,991件 (令和3年度実施分を含む延べ件数)	中小企業金融対策事業	新たに低金利・据置期間を長く設定した「新型コロナウイルス感染症特別枠」を創設し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援	令和2年度融資件数：2,014件	新しい生活様式対応事業者応援金	来店型の店舗等において「新しい生活様式」に対応する環境整備に取り組む事業者に対する給付金 【金額】50千円(中小法人)・40千円(個人事業者) ※2店舗以上は、100千円(中小法人)・80千円(個人事業者)	○申請期間：令和2年7月6日～令和2年10月30日 ○交付件数：4,367件・200,960千円 (法人1,167件、個人事業者3,200件)	意見	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用した事業は実施状況を公表することになっており、久留米市では、繰越事業も含め、すべての事業が終了したのち公表を行っております。</p> <p>ご指摘分は、R2年度実施計画事業をR4.5月に公表したものでございますが、他市の状況等を踏まえ、R5.5月に公表したR3年度実施計画事業においては当初から記載している「事業内容」「実績」に加え、「目標見込」と「事業効果」についても記載しております。併せて事業の全体規模がわかる資料も作成し公表しております。今後とも国の通知に基づき、実施状況の適切な公表に努めてまいります。</p>
事業名	事業内容	実績															
中小企業事業継続緊急支援金	緊急事態宣言等の影響を受け、売上げが減少した事業者への支援金	支給件数：6,991件 (令和3年度実施分を含む延べ件数)															
中小企業金融対策事業	新たに低金利・据置期間を長く設定した「新型コロナウイルス感染症特別枠」を創設し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援	令和2年度融資件数：2,014件															
新しい生活様式対応事業者応援金	来店型の店舗等において「新しい生活様式」に対応する環境整備に取り組む事業者に対する給付金 【金額】50千円(中小法人)・40千円(個人事業者) ※2店舗以上は、100千円(中小法人)・80千円(個人事業者)	○申請期間：令和2年7月6日～令和2年10月30日 ○交付件数：4,367件・200,960千円 (法人1,167件、個人事業者3,200件)															
270 271	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費 2. 中小企業事業継続緊急支援金 (意見43)暴力団排除要件の明確性 久留米市事業継続緊急支援金交付要綱第4条第7項、第8項及び第9項(第2期以降の要綱においては、第4条第6項、第7項、及び第8項)によれば、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に対して支援金を交付しないと規定されている。更に、申請時に提出する宣誓・同意書では、「代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは構成員等が、…暴力団又は…暴力団員等に該当し」ないことを宣誓させている。これらの要綱は市の規則を基に作成しており、宣誓・同意書は、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時金支援金等給付規定を参考にして作成されたものである。</p> <p>市の担当者によれば、市の指針(久留米市の事務事業から暴力団を排除するための基本指針)において、「密接な関係」を定義しているとのことであった。しかし、要綱の当該規定における「密接な関係」において当該指針を引用しておらず、要綱と指針の関連性が明らかでない上、当該指針は、インターネットで検索が不可能であり、第三者からその関連性を確認することが困難である。要綱外の指針で用語の意味を定義づけるのであれば、外部からその定義付けを知り得る状況においておくべきである。</p> <p>宣誓・同意書においては、暴力団員「等」に該当しないことを誓約させており、この「等」の中に、「密接な関係」を含める趣旨とも考えられる。しかし、宣誓・同意書を提出した一般的な申請者は、「等」の中に「密接な関係」の意味を含めると判断できるはずはない。申請者が理解できるように宣誓・同意書に、明確に「密接な関係」の具体的な内容について明確に記載するのが相当である。</p>	意見	<p>本事業はR3年度の実施ですが、ご意見を踏まえ、文書事務の重要性を再認識し課内で共有化を図り、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>												

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
271	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費</p> <p>2. 中小企業事業継続緊急支援金 (意見44) 支援金の返還等を求められる不正受給等の説明の省略 申請時に提出する宣誓・同意書では、不正受給等があった場合に、支援金の返還等を遅滞なく行う義務があることに同意する旨の記載がある。不正受給という言葉は、その概念が明確ではなく、申請者に宣誓・同意書という形で法的義務を負わせるのであれば、その意味を明示する必要があったものと考えられる。当該宣誓・同意書に宣誓させたとしても、申請者の認識が久留米市の認識と齟齬があることにより、久留米市が意図したように申請者に法的義務を課すことができない。その意味を確定させるために、説明を省略せずに記載することが必要である。 市の担当者によれば、市が支給要件を確認していることから、「無資格受給」が発生する可能性はなく、「等」に「無資格受給」を含める意図はなかったと回答された。しかし、確認をしたとしても、「無資格受給」が発生してしまう可能性は存在する上、不正受給のみを対象とするのであれば、「等」と対象者に不正受給以外の者がいるかのような記載をするべきではなかった。 加えて、無資格受給についても返還義務を負わせる旨の規定を備えるべきであるし、それを明確に規定する必要があるものと考えられる。</p>	意見	<p>本事業はR3年度のみの実施ですが、ご意見を踏まえ、文書事務の重要性を再認識し課内で共有化を図り、適切な事務執行に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>
273	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費</p> <p>3. 感染症拡大防止対策強化補助金 (意見45) 予算の十分性 当初の申請期間が令和3年11月末までだったにもかかわらず、予算額の都合上、令和3年9月末に受付を終了している。これは当初予算の策定における検討が十分であったとはいえない。</p>	意見	<p>本事業は、コロナの感染が拡大する中で緊急対応的に予算計上したものです。 今後も、予算要求にあたっては、現下の社会情勢や市民ニーズをスピーディーに把握し、効果・効率的な事業の実施に努めてまいります。</p>
278	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費</p> <p>5. 中小企業融資利子・保証料補給金 (意見46) 申請書確認手続の不備 利子補給金について、利子額の銀行照会回答文書と、「利子補給金交付申請書兼誓約同意書(第1号様式)」、「役員等調書及び照会承諾書(第2号様式)」等の申請書類と突合し、令和2年7月と8月の利子補給手続きの妥当性についてチェックをしたところ、管理番号の二重附番による不整合が4か所あった。照会后に修正がなされており実際の支払いが二重であったというわけではないが、より内部管理の徹底が望まれる。</p>	意見	<p>今後も、課内のチェック体制を適宜見直しながら、円滑な事務処理に努めてまいります。 【措置方針を決定】</p>
280 281	商工観光労働部	商工政策課	<p>第6章 コロナ対策費</p> <p>6. 休業要請協力支援金 (意見47) 客観的な資料の必要性 時短営業(17時から20時まで)や休業等の状況が客観的に確認できないケースがあった。時短要請解除後に受付を開始したため、店頭の貼紙、チラシ、DMなどがなく、休業期間の確認を事業者本人の売上台帳や本人自筆の宣誓書などの資料で判断しているケースも見受けられ、エステサロンで2週間以上の時短営業が要求されているにも関わらず、ホームページにより2週間以内であったことが判明した事例があったことから客観的に休業等が確認できる資料を必要とすべきだったと思われる。</p>	意見	<p>本事業は、コロナ禍での行動制限等の影響を受けた事業者への緊急支援策として、行動制限解除後に実施したため、休業等の確認に苦慮した事業であったと認識しています。 本事業はR3年度のみの実施ですが、今後同様の事業を実施する場合は、事業の目的に即し適切に対応していきます。 【措置方針を決定】</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
287	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第6章 コロナ対策費 10. 宿泊施設テレワーク等環境整備補助金 (意見48) 地方税徴収猶予制度利用者を滞納なしと扱うことについて 本事業の申請者2名のうち1名については、市税の滞納があった。本補助金の交付要綱第4条第2項第1号には、「市税の滞納がある者」については、補助事業者から除外すると規定されている。しかし、当該事業者が地方税徴収猶予制度により徴収猶予決定を受けており、申請月までの分割金を納付していることを確認した上で、「市税の滞納がある者」としては扱わずに補助金を交付した。この扱いについては、要綱等に根拠はないものの、徴収猶予決定を受けている以上は、直ちに納めるべき市税は存在しないということになるため、市税の滞納がある者として扱わないことには一定の合理性がある。担当課に確認したところ、本補助金に限らず、一般的に同様の扱いをしているということであり、この点については、平等性についても問題はない。</p> <p>但し、当該扱いについては、要綱等明示の規定には記載がされていないため、当該扱いを知っている事業者や偶然徴収猶予決定を受けている市税の滞納がある事業者については、適用を受けることができるという利益を受けられる一方、当該扱いを知らないで、滞納があるために申請を諦めてしまう事業者も存在するはずである。この点については、市が要綱等で公表していない取扱いであって、不平等が生じていると考える。</p> <p>例えば、交付要綱に、「市税の滞納がある者(但し、徴収猶予決定を受けた者を除く)」などと記載しておけば、申請者に対して、知る機会を与えられるものと考ええる。</p>	意見	<p>本事業はR3年度のみの実施ですが、今後、補助金交付要綱を制定する際は、「市税の滞納がある者(但し、徴収猶予決定を受けた者を除く)」等の記載の必要性を確認しながら進めてまいります。</p> <p>【措置方針を決定】</p>